

あなたや家族の命と生活を守るために!!

M9地震, 19m津波, 液状化, 原子炉内へ海水流入

四重苦の浜岡5号機

再稼働を2000円で阻止しよう!!

中部電力は本裁判の結論が出る前に浜岡再稼働を執行しようとしています。そこで私達は「本裁判の結論が出るまでは浜岡原発の再稼働をしてはならない」という仮の裁判（仮処分）を起こすことにしました。仮処分の申立人になって一緒に再稼働を阻止しましょう。
2000円は、申立に必要な印紙代です。

申立人募集説明会日時・会場 入場はもちろん無料、途中入場も可能

10/28(日) 14:00~16:00(開場 13:30) 持ち物:印鑑

静岡会場 静岡県弁護士会館（静岡地方裁判所構内）

浜松会場 静岡県弁護士会浜松支部会館（静岡地方裁判所浜松支部近く）

沼津会場 沼津市民文化センター（市役所近く） ←会場がこちらに変更となりました

国内在住の20歳以上の方であれば、誰でも参加可能です。

※ 静岡、浜松とも裁判所の駐車場は利用できませんので、お近くのパーキングか公共交通機関をご利用下さい。

※ 仮処分申立て印紙代実費2000円のみご負担いただきます（詳しくは説明会場にて）。

呼びかけ人「浜岡原発運転終了・廃止等請求訴訟弁護団」（略称；浜岡原発訴訟弁護団）

私たちは、静岡県内の弁護士121名を含む**弁護士270名**余の集まりです。3.11後に結集し昨年7月に静岡地裁へ浜岡原発の運転終了・廃止等を求める裁判（本裁判）を起こしました。

詳しくは弁護団HPにて <http://www.hamaokaplant-sbengodan.net/> 携帯からはこちら→



問い合わせ先 浜松市中区池町2-2-1-5 大石康智法律事務所内浜岡原発訴訟弁護団事務局